

江別市ラグビーフットボール協会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、江別市ラグビーフットボール協会（以下「協会」と称し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、北海道ラグビーフットボール協会札幌支部の下部組織として、江別市内におけるラグビーフットボールの中枢機関となり、競技の健全な発展と普及を図るものとする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び管理
- (2) 競技会の指導及び斡旋
- (3) 競技規則の解説及びその普及
- (4) レフリーの養成及び派遣
- (5) 競技資材及び施設資材の配給、斡旋
- (6) ラグビーフットボールに関する調査、研究及び情報の収集
- (7) 記録の収録及び保管
- (8) 競技者の保健、事故防止、救護その他体育医事に関する事項
- (9) ラグビーフットボールの宣伝及び普及
- (10) その他協会の目的達成に必要な一切の事項

(役員)

第4条 協会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	1名
事務局長	1名
事務局次長	1名
会計	1名
理事	25名以内（理事長、副理事長含む）
会計監査	1名

(承認)

第5条 会長、副会長は理事会が推薦し、評議員会の承認を得なければならない。

(理事長の互選および指名権)

第6条 理事長は、理事会の互選によって定める。

- 2 理事長は、理事の中から副理事長を指名することができる。

(理事の選出)

第7条 理事は、評議員会で選出する。

(評議員の選出)

第8条 評議員は、協会登録チームから1名を選出する。

(補欠者の選任)

第9条 役員が事故のため、長期にわたりその職を執ることができない場合には補欠者を選任するものとする。

(名誉会長、顧問及び参与)

第10条 協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員任期)

第11条 役員等(第4条の役員並びに顧問及び参与をいう。)の任期は次のとおりとする。
ただし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

会 長 3年 その他の役員 3年 顧問及び参与 3年

2 役員任期が満了した場合は、後任者が就任するまでの間その職務を行うものとする。

(職務)

第12条 会長は、協会における一切の業務を統括し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

3 理事長は、会長の命を受けて協会の業務を処理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長の職務を代理する。

5 理事長は緊急の必要がある場合、協会の業務を専決、施行することができる。この場合において専決、施行した業務について理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び理事をもって構成される。

2 理事会は、理事長が招集するものとし、理事長がその議長となる。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって議事を議決できるものとする。

4 重要事項に関しては評議員会の議決を得なければならないが、緊急の必要ある場合には先決、施行し事後評議員会の承認を得なければならない。

(評議員会)

第14条 評議員は評議員会を組織し、収支決算、その他理事会の提出する重要な事項を議決する。評議員会は、理事の事務の執行に関し、疑義ある時にはそれを質し、その不信任を決議することができる。

2 評議員会は、理事長が招集するものとし、理事長がその議長となる。

3 評議員会は、総員の過半数の出席をもって議事を議決できるものとする。

- 4 評議員会の議事は過半数をもって決定する。但し、次の場合には3分の2以上の多数を得なければならない。
- ① 本則の改廃に関する建議案
 - ② 基金の処分
- 評議員会に出席できない評議員は、書面で出席評議員に議決権を委任しなければならない。

(経費)

第15条 協会の運営に要する経費は、負担金、寄附金、サポーター会員による年会費、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約の施行にあたり疑義を生じた場合は、理事会の議を経て会長が決定する。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。